

令和5年5月8日

生徒並びに保護者の皆さま

県立芦屋高等学校長

## 5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、県教育委員会から4月28日付け「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行します。

ついては、本通知に従い、県立芦屋高等学校として、下記のとおり対応します。  
ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策

5類感染症への移行後においても、引き続き、次の対策を講じます。

- ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

#### 2 出席停止の取扱い

生徒の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、インフルエンザ等と同様に出席停止の措置を講じます。

- ・「発症した翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・手続き等については、本校Webページ「学校感染症による出席停止について」に示された【インフルエンザと診断された場合】と同様とします。

#### 3 その他

- (1) 基礎疾患があるなどの事情により、学校生活に不安・心配等がある場合は、担任を通じて相談してください。
- (2) 今後の感染状況次第では、改めて感染対策等をお知らせする場合があります。